令和７年度

第３１回和歌山市農業委員会議事録

日 時　令和８年１月１４日（水曜日）　１５時００分　開会
場 所　勤労者総合センター　６階　文化ホール

報告事項	農地法第３条の３第１項の規定による届出について
報告事項	農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告事項	農地法第３条許可指令書の返納について
報告事項	農地法第４条第１項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第５条第１項の規定による農地転用届出について
議案第１号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第２号	農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第４号	農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
議案第５号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
議案第６号	賃借料情報の提供について
議案第７号	和歌山市農業委員会事務局処務規定の一部を改正する規定について
議案第８号	和歌山市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について
議案第９号	和歌山市農業委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

出席委員（１８名）

１番　井口　健
２番　中村　弘
３番　吉中　雅三
４番　曽根　光彦
５番　小方　保寛
７番　谷河　績
８番　藪　利昭
９番　小栗　誠二
１０番　森　博克
１１番　笠野　喜久雄

１２番　山本　茂樹
１３番　丸山　勝
１４番　髙倉　理行
１５番　堀　良子
１６番　湯川　徳弘
１７番　貴志　年伸
１８番　藤井　友彦
１９番　岩橋　章博

出席職員

農業委員会事務局

局　　長　中村　佳照
副 課 長　藤田　誠一
班　　長　中居　一樹
技術主査　田中　久美子
主　　任　田伏　諒
主　　任　清瀧　篤樹

１５時００分　開会

◆中村局長　定刻が参りましたので、始めさせていただきます。

ただいまから第３１回農業委員会総会を開催し、その後休憩をはさみ、農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議を開催します。

それでは、谷河会長よろしくお願いします。

◆会長（谷河　績）　新年あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いします。

また、委員の皆様には、年末にかけて地域計画の戸別訪問お疲れさまでした。

また、本年は農業委員、農地利用最適化推進委員の改選もあり、あわただしい１年になりますが、どうぞよろしくお願いします。

それでは、ただいまより、第３１回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る１２月２６日、小方委員、山本委員、堀委員、藤井委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願いします。

また、農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員は、山本委員、丸山委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、説明いたします。

◆田中技術主査　番外　説明いたします。

本件は、農地法第３条の３第１項の規定による届出があったもので、１５件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

Ｎｏ．４は住所が・・・ですが、昭和５１年と昭和５６年に転用許可済みの案件です。

Ｎｏ．６は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む知人が管理するとのことです。

Ｎｏ．１１は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理するとのことです。

Ｎｏ．１２は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む知人が管理するとのことです。

以上です。

◆会長（谷河　績）　この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項　農地法第１８条第６項の規定による通知について、説明いたします。

◆田伏主任　番外　説明いたします。

本件は、農地法第１８条第６項の賃貸借の合意解約通知で１件ありました。

なお、Ｎｏ．１は、２３ページの議案第５号　農用地利用集積等促進計画に対する意見についてのＮｏ．３と関連です。

以上です。

◆会長（谷河　績）　この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項　農地法第３条許可指令書の返納について、説明いたします。

◆清瀧主任　番外　説明いたします。

本件は、令和７年１１月１１日付にて農地法第３条の許可を受けていますが、申請地・・・、６４㎡を５８㎡に、・・・、１３４㎡を１３１㎡に分筆により面積を減少して申請するため返納し再度３条許可申請を行うもので、議案第２号農地法第３条の規定による許可申請についてのＮｏ．５と関連があります。

以上です。

◆会長（谷河　績）　この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項　農地法第４条第１項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任　番外　説明いたします。

本件は、農地法第４条による市街化区域内の農地転用の届出で１件ありました。

１２月１９日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河　績）　この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項　農地法第５条第１項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任　番外　説明いたします。

本件は、農地法第５条による市街化区域内の農地転用の届出で１２件ありました。

１２月９日付、１２月１９日付、１２月２６日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河　績）　この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第１号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆田中技術主査　番外　説明いたします。

本件は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が１件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長（谷河　績）　議案第１号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第１号は可決と決定しました。

議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任　番外　説明いたします。

本件は、農地法第３条の規定に基づく許可申請で８件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、Ｎｏ．２は新規耕作で渡人から耕運機を借り、農業指導を受けながら家庭菜園を予定、Ｎｏ．３は市街化区域の新規耕作で耕運機や草刈機を所有し自家消費の蔬菜を栽培予定、Ｎｏ．４は市内新規耕作で耕運機やトラクターを借り受け、蔬菜を栽培予定、Ｎｏ．５は報告事項農地法第３条許可指令書の返納についてのＮｏ．１と関連、Ｎｏ．６は新規耕作でビニールハウスを建てて苺を栽培予定、Ｎｏ．７については新規耕作でトラクター、田植機、コンバインを購入し水稲、蔬菜を栽培予定、Ｎｏ．８については新規耕作で蔬菜やみかんを栽培予定、草刈機や噴霧器を所有しており、その他の農機具については必要に応じて購入予定です。

また、Ｎｏ．３、Ｎｏ．４、Ｎｏ．６、Ｎｏ．７については現地調査並びに事情聴取を行っていますので担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河　績）　Ｎｏ．３、Ｎｏ．４、Ｎｏ．６およびＮｏ．７について、現地調査並びに事情聴取を行っています。

Ｎｏ．３について、小方委員さん報告願います。

◆５番　（小方　保寛）　議案第２号農地法第３条の許可申請Ｎｏ．３の新規就農について報告申し上げます。

１２月２６日(金)に、私と堀委員及び事務局で現地調査と事情聴取を行いました。

申請者は・・・、申請農地から５００ｍに居住している・・・です。

所有者は・・・となっていますが、実態はその母親が耕作していたところ、高齢ですべてを耕作できなくなったことから、３年位前から申請者の母親に農地の一部を提供し野菜を作って、共同で農地を維持してきた経緯があります。

このたび所有者がこの農地を維持する意欲がないことが確認され、所有者の母も高齢でこの先の農作業が懸念されることから、以前から親しかった申請者に農地を譲る決断をし、申請者の了解を得たという経緯に至りました。

申請者は・・・であり、勤務しながらの就農ですが、母親が３年ぐらい前からこの農地で野菜作りを行っており、指導を受けながらできることで不安はないとのこと。

申請地は申請書どおりで、１，２２６㎡の畑であり、数種類の野菜を植え畑作を行っており、周囲は電柵で囲い、また農機具倉庫もあり十分管理されている様子でした。

トラクターを所有していないため、この面積の農地の維持が大丈夫なのか少し懸念

をもって現地調査を行いましたが、農地を何区画かに分け、畝立てし、異なった野菜を栽培しており、耕運機で十分対応できる感触でした。

今後は野菜畑としていろいろな種類の野菜を栽培し楽しんでいく計画です。

また、周辺の就農者の取り決めに従い農薬等の使用を行うなど、農業に対する意欲、周囲への協調性が認められます。

以上の点から、特段問題がないことを報告申し上げます。

各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河　績）　ありがとうございました。

続いて、Ｎｏ．４について、山本委員さん報告願います。

◆１２番　（山本　茂樹）　議案第２号Ｎｏ．４の農地法第３条の規定による許可申請について説明します。

１２月２６日(金)に、藤井委員及び事務局職員２人、そして私山本と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請人及び申請地は議案書の通りです。

申請地は・・・より南へ７００ｍのところにある第１種農地にあたる農地です。

申請人は・・・で市内新規の方です。

申請理由は実家の・・・の農地を耕作中ですが、今回当地を売りたい方がいると聞き、自宅から車で約２０分の通作しやすい場所であったため圃場拡大することに決めたということです。

現地調査の結果、現場は耕作放棄地のような荒れ放題の状態でしたので、これをどのようにしていくのか事情を聞きましたところ、先ずは草刈りをしてその農地に合った野菜を作るつもりですが、今は白菜と人参を作る予定だそうです。

軽トラは所有していますが耕運機やトラクターはリースの予定だそうです。

本件農地に隣接する住宅も同時に購入するので農機具を保管するスペースがあり、また繁忙期には宿泊することもできるそうです。

事情聴取の時に付き添って来た方も農作業を一緒にすると言っていました。

出荷はＪＡや産直へ行い、自分でも無人販売所を設置するつもりだそうです。

以上問題がないとは思いますが、みなさんの慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河　績）　ありがとうございました。

続いて、Ｎｏ．６及びＮｏ．７について、藤井委員さん報告願います。

◆１８番　（藤井　友彦）　Ｎｏ．６について報告します。

１２月２６日に山本委員、事務局及び私で現地調査を行い、引き続き譲受人である・・・から事情聴取を行いました。

譲受人の親は農家ではなく、譲受人自身も・・・として稼働し、これまで就農経験はありませんでしたが、かねてからイチゴ栽培に興味があり、半年前から和歌山市の斡旋で和歌山市井ノ口にある、・・・で農業技術の研修を受けています。

今回、知り合いの不動産業者から申請地を紹介されたため、和歌山市から５年間補助金の給付を受け、パートナーである・・・と共に申請地においてイチゴ（まりひめ）を栽培しようと考えています。

申請地の現状は田なので土を入れ、用水については地下水を利用する予定ですが、いちご栽培に適さない水質であった場合に

は水道水を使用します。

必要な農機具は購入予定であり、父親の知り合いに頼んで農機具等保管用の倉庫を建てる予定です。

収穫したイチゴは無人販売や産直市場への出荷を予定しています。

当面は出荷のみですが、将来的にはイチゴ狩り等を行う観光農園も検討しています。現地調査及び事情聴取の結果は以上のとおりですので、各委員の慎重なご審議をお願いします。

つづきましてＮｏ．７について報告します。

１２月２６日に山本委員、事務局及び私で現地調査を行い、引き続き譲受人である・・・から事情聴取を行いました。

譲受人は・・・を営んでおり、２，３年前から近隣住民の・・・の指導を受けながら、自宅前の空き地で自家用の野菜を栽培していましたが、今回、・・・が所有している農地を譲り受け、引き続き・・・の指導を仰ぎながら、自家用で米や野菜の栽培をしようと考えています。

農機具は所有しておらず、当面は・・・からリースで借りる予定ですが、将来的には購入することも検討しています。保管用の倉庫も購入予定です。

現地調査及び事情聴取の結果は以上のとおりですので、各委員の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河　績）　ありがとうございました。

議案第２号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第２号は可決と決定しました。

議案第３号　事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任　番外　説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

Ｎｏ．１　申請地は、・・・に位置し、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第１種農地に該当しましたが、不許可の例外である流通業務施設に該当することから、・・・として転用許可済です。

申請人は、・・・を営む法人であり、転用許可後、申請地の一部区画において賃借人が事業の実施が困難となっていたところ、今般、・・・を探していた別事業者と話がまとまったことから、表記載のとおり転用目的及び工事期間を変更することについて事業計画変更申請を行うものです。

なお、備考記載のとおり、転用完了後の賃借人が変更となります。

また、このことについて周辺の農業者の同意も得ているとのことです。

Ｎｏ．２　本申請は、Ｎｏ．１で説明した転用許可済の案件において、全体の転用事業が完了する前に、転用事業地内の一部である・・・を和歌山市に所有権移転したことに対して、事業計画変更承認申請を行うものです。

なお、Ｎｏ．１及びＮｏ．２についてはそれぞれ関連しており、当初の申請より合筆、分筆及び地目変更が行われているため、当初申請地とそれらに対応する変更申請地を別紙のとおり一覧表にまとめております

のでご参照ください。
　以上です。
◆会長（谷河　績）　議案第３号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。
（異議なし、との声）
　ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第３号は可決と決定しました。
　議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。
◆田伏主任　番外　説明いたします。
　申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。
　Ｎｏ．１　申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね１０ｈａ未満のため第２種農地に該当します。
　申請人は、今後農業を継承したいという目的から、実家及び耕作地に近く利便性の良い、当該申請地を・・・へ転用申請するものです。
　Ｎｏ．２　申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね１０ｈａ未満のため第２種農地に該当します。
　申請人は、・・・を営む法人で、申請地が・・・土地であることから、当該申請地を・・・へ転用申請するものです。
　また、申請地西側の隣接農地所有者は、転用事業に対して同意はしているが、同意書の署名はできないとのことです。
　事業者としては、隣接農地と十分に距離をおいて・・・を設置するなどの対策を講じるとのことです。
　Ｎｏ．３　申請地は、・・・に位置し、おおむね３００ｍ以内に・・・があるため、第３種農地に該当します。
　申請人は、・・・を営む法人で、・・・から近く、・・・に利便性の良い、当該申請地を・・・として転用申請するものです。
　なお、開発許可申請中です。
　これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。
　なお、Ｎｏ．２については、隣接農地所有者の同意書の添付がないことから、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。
　以上です。
◆会長（谷河　績）　Ｎｏ．２について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので、堀委員さん報告願います。
◆１５番　（堀　良子）　議案第４号Ｎｏ．２について報告します。
　令和７年１２月２６日、私と小方委員及び事務局と共に現地調査し、申請者の・・・から事情聴取を行いました。
　申請地は、議案書及び簡易地図のとおりで、第２種農地です。
　地目は田、現況は休耕地でした。
　申請者は、・・・です。
　申請理由は、申請地の面積、形状および環境が事業に適していることと売買の折り合いが付いたためです。
　工事の内容に関しては、特に造成せずに、・・・設置します。
　排水は自然浸透と南側の東西２か所の既存水口(みなくち)より排水する計画です。
　・・・の同意も得ています。
　また、東側と西側で農地と隣接しますが、西側では隣接同意が添付されていません。

この件に関しまして、西側の農地所有者は・・・とのことで、事業者が説明したところ営農活動が支障なくできるのであれば異論はないが、法的根拠のない同意書には署名したくないと回答があったとのことです。

これらの内容を考慮して、隣接農地への影響は無いと考えます。

各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河　績）　ありがとうございました。

議案第４号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第４号は可決と決定しました。

議案第５号　農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

◆田中技術主査　番外　説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約が９件ありました。

賃借権が１件、使用貸借権が８件の設定です。

貸借期間は議案書のとおりです。

また、Ｎｏ．３は、報告事項農地法第１８条第６項の規程による通知についてのＮｏ．１と関連しており賃貸借から使用貸借へ変更するための設定です。

面積は、田が１３，４８２㎡、畑が２，０５７㎡、合計面積が１５，５３９㎡です。

以上です。

◆会長（谷河　績）　議案第５号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第５号は可決と決定しました。

議案第６号　賃借料情報の提供について、提案いたします。

◆田中技術主査　番外　説明いたします。

本件は、農地法第５２条に基づき、地域における農地の貸借の賃借料の目安となるものを農業委員会が調査し、情報提供するものです。

具体的には、過去１年間において実際に締結された賃貸借契約のデータをもとに、大字単位などの地域別、水稲、普通畑などの種類別に平均額等を算出し情報提供するものです。

下欄の注意書きに基づき集計しています。

和歌山市においては、農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借による賃借料データを地域別に集計、平均額を算出し、市街化調整区域１３地区を対象に情報提供しております。

なお、令和７年１２月末日時点で、水利費が借人負担のものについては５，０００円とし、お米を渡している方については６０ｋｇあたり３２，０００円として計算しております。

また、野崎地区および直川地区については、過去１年間、算出元となる契約がございませんでした。

田（水稲）の部としては、参考として和歌山市平均では６，１００円となっております。

なお畑の部として名草地区のみとなり、平均７８，２００円となっております。

以上です。

◆会長（谷河　績）　議案第６号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆８番　（藪　利昭）　近所で新規就農し農地中間管理機構をとおして、みかん畑を１３a 借りて、毎年３，８００円を農地中間管理機構に振り込んでいるようですが、これは貸主に農地中間管理機構通じて払われているという理解でよろしいですか。

◆中居班長　賃貸借となっていると思われますので、一旦借りる方が公社のほうに賃料を払い、公社から地主さんに支払うことになります。

◆８番　（藪　利昭）　それは毎年払うことになるのですね。

◆中居班長　賃貸借の場合はそのようになります。

◆８番　（藪　利昭）　この人は５年ぐらい前から契約しており、その当時はあまり契約件数は多くなかったそうですが、今現在全体の契約数はどのぐらいになりますか。

◆中居班長　今、件数の資料がないので後ほど回答させていただいてよろしいですか。

◆８番　（藪　利昭）　後ほどよろしくお願いいたします。

質問としては以上です。

◆会長（谷河　績）　ほかにございませんか、ないようでございますので、議案第６号は可決と決定しました。

議案第７号　和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、提案いたします。

◆中居班長　番外　説明いたします。

農業委員会の例規について、農政問題調査研究小委員会において見直しを行いました。

和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を次のように改正します。

第６条中第７号を第８号とし、第６条の次に次の１号を加える。

（７）農用地利用集積等促進計画に対する意見に関すること、この規程は、令和８年４月１日から施行します。

改正の趣旨について、補足します。

農地の貸借について、これまで議案で審議していたものを会長専決により報告事項とします。

議案の審議を待たず、随時県に提出できるため、大半のケースで認可までの期間を約１ヶ月短縮できるメリットがあります。

また、議案で審議しないため農地を荒らしている耕作者に貸してしまわないかという懸念がありますが、解決方法として、農地台帳に農パトや雑草苦情の情報を反映させることで、事前に耕作状況を確認します。

借入地を荒らしているケースは指導し、改善されない場合は、地域の農業委員、推進委員さんに相談し対応することとします。

参考資料として、運用改正前後のスケジュールを比較したものと、農地を荒らしいている耕作者への対応方法をまとめたものをお配りしていますので、参考にお願いします。

きちっと耕作してくれる農家さんに農地を貸借するために、最も重要なポイントが農地台帳の最新化（農地の荒廃状況の反映）ですので、農業委員、推進委員の皆様も、農地を荒らしているような情報等がありましたら、事務局まで情報提供お願いします。

以上です。

◆会長（谷河　績）　議案第７号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第７号は可決と決定しました。

議案第８号　和歌山市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について、提案いたします。

◆中居班長　番外　説明いたします。

和歌山市農業委員会会議規則の一部を次のように改正します。

第１５条第１項及び第１６条第２項中「起立」を「挙手」に改めます。

第１９条から第２１条にかけて、「農政問題調査研究小委員会」、「農地問題調査研究小委員会」をそれぞれ「農政部会」、「農地部会」に改めます。

また、それに伴い、「委員長」を「部会長」に、「副委員長」を「副部会長」に改めます。

この規則も令和８年４月１日から施行します。

以上です。

◆会長（谷河　績）　議案第８号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第８号は可決と決定しました。

議案第９号　和歌山市農業委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則について、提案いたします。

◆中居班長　番外　説明いたします。

和歌山市農業委員会会議傍聴規則の一部を次のように改正します。

第１条中「職業」の次に「及び連絡先（電話番号等）」を加えます。

この規則についても、令和８年４月１日から施行します。

以上です。

◆会長（谷河　績）　議案第９号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第９号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆会長（谷河　績）　ほかに何かありませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第３１回総会を閉会いたします。

１５時４０分　閉会